

1. 経過等について

家庭的保育事業等は、新制度により、新たに市町村の認可事業として位置づけられ、原則満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業で、次の4類型があります。

- (1) 家庭的保育事業
- (2) 小規模保育事業
- (3) 居宅訪問型保育事業
- (4) 事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供。）

これに伴い、家庭的保育事業等の設置者や事業者については、国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に基づき、本市の条例により定める設備及び運営に関する基準を満たす必要があるとされております。

2. 基準案について

項目		国の基準	基準	市の基準	市の考え方
総則	最低基準の目的	利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	最低基準の向上	1 市町村長は、その管理に属する児童福祉法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。  2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

総則	最低基準と家庭的保育事業者等	<p>1 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	家庭的保育事業者等の一般原則	<p>1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するように努めなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>5 家庭的保育事業所等には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

総則	保育所との連携	<p>1 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業者を除く。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>2 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>3 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。</p> <p>4 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
----	---------	--	---------	---------	----------

総則	家庭的保育事業者等と非常災害	<p>1 家庭的保育事業者等は、軽便消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	家庭的保育事業者等の職員の一般的要件	家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等	<p>1 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
		ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	利用乳幼児を平等に取り扱う原則	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

総則	虐待等の禁止	家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	懲戒に係る権限濫用禁止	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	衛生管理等	<p>1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p> <p>4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	食事	<p>1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(法第 10 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

<p>総則</p>		<p>要な栄養素を含有するものでなければならない。</p> <p>3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p> <p>4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。</p> <p>5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</p>			
	<p>食事の提供の特例</p>	<p>1 以下の要件を満たす家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する食事の提供について、調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1)利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>(2)家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。</p> <p>(4)利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>(5)食を通じた利用乳幼児の健</p>	<p>従うべき基準</p>	<p>国の基準と同じ</p>	<p>国の方針のとおり</p>

<p>総則</p>		<p>全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて、職に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 搬入施設は、以下に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)連携施設</p> <p>(2)家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>(3)学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場</p>			
	<p>利用乳幼児及び職員の健康診断</p>	<p>1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <p>3 健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じて保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。</p>	<p>参酌すべき基準</p>	<p>国の基準と同じ</p>	<p>国の方針のとおり</p>

総則		4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。			
	家庭的保育事業所等内部の規定	<p>家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。</p> <p>(1)事業の目的及び運営方針  (2)提供する保育の内容  (3)職員の職種、員数及び職務の内容  (4)保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日  (5)保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額  (6)乳児、幼児の区分ごとの利用定員  (7)家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項  (8)緊急時等における対応方法  (9)非常災害対策  (10)虐待防止のための措置に関する事項  (11)その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	家庭的保育事業所等に備える帳簿	家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	秘密保持等	<p>1 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり



総則		じなければならない。			
	苦情等への対応	<p>1 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第 24 条第 6 項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
家庭的保育事業	設備の基準	<p>1 事業は家庭的保育者の居宅その他の場所であって、以下の要件を満たす場所で実施するものとする。</p> <p>(1)乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。</p> <p>(2)保育を行う専用の部屋(9.9㎡以上(保育する乳幼児が3人を超える場合には1人につき3.3㎡を加えた面積))を設けること。</p> <p>(3)乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。</p> <p>(4)衛生的な調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(5)同一敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ)があること。</p> <p>(6)庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上であること。</p> <p>(7)火災報知機及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。</p>	参酌すべき基準 (調理設備に係る部分のみ従うべき基準)	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	職員	<p>1 家庭的保育事業を行う場所は、以下に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かななければならない。ただし、次の各号にいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

家庭的保育事業		<p>(1)調理業務の全部を委託する場合</p> <p>(2)搬入施設から食事を搬入する場合</p> <p>2 家庭的保育者は、市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めるものであって、以下のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>(2)法第 18 条の 5 各号及び法第 34 条の 20 第 1 項第 4 号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 家庭的保育者 1 人が保有することができる乳幼児の数は、3 人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第 34 条第 2 項において同じ。)とともに保育する場合には、5 人以下とする。</p>			
保育時間	家庭的保育事業における保育時間は、1 日につき 8 時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定めるものとする。	参 酌 す べ き 基 準	国 の 基 準 と 同 じ	国 の 基 準 と 同 じ	国 の 方 針 の と お り
保育の内容	家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 35 条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	従 う べ き 基 準	国 の 基 準 と 同 じ	国 の 基 準 と 同 じ	国 の 方 針 の と お り
保護者との連絡	家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参 酌 す べ き 基 準	国 の 基 準 と 同 じ	国 の 基 準 と 同 じ	国 の 方 針 の と お り

小規模保育事業	小規模保育事業の区分	小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型とする。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
小規模保育事業A型	設備の基準	<p>1 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(2)乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>(3)乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(4)満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(5)保育室又は遊戯室の面積は、幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>(6)保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(7)乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上</p>	参酌すべき基準(調理設備に係る部分のみ従うべき基準)	国の基準と同じ	国の方針のとおり

小規模保育事業A型	設備の基準	設けられていること。		参酌すべき基準（調理設備に係る部分のみうべき基準）	国の基準と同じ	国の方針のとおり	
		階	区分				設備
		2階	常用				1 屋内階段 2 屋外階段
			避難用				1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
		3階	常用				1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
			避難用				1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段					

小規模保育事業A型	設備の基準	4階以上の階	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>	<p>参酌すべき基準(調理設備に係る部分のみ従うべき基準)</p>	国の基準と同じ	国の方針のとおり
		<p>ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその位置に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>エ 小規模保育事業所A型の調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く)以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上</p>					

小規模保育事業A型	設備の基準	<p>有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(ア)スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。</p> <p>(イ)調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。</p>	参酌すべき基準(調理設備に係る部分のみ従うべき基準)	国の基準と同じ	国の方針のとおり
-----------	-------	--	----------------------------	---------	----------

小規模保育事業A型	職員	<p>1 小規模保育事業所A型を行う事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2)満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3)満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(児童福祉法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4)満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保育時間		参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保育内容	家庭的保育事業の規定に準じる	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保護者との連絡		参酌すべき基準	国の基準と	国の方針の

小規模保育事業B型	職員	<p>1 小規模保育事業B型を行う事業所には、保育士、その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2)満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3)満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(児童福祉法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4)満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	設備の基準	<p>小規模保育事業A型の規定に準じる。</p>	参酌すべき基準(調理設備に係る部分のみ従うべき基準)	国の基準と同じ	国の方針のとおり



小規模保育事業B型	保育時間	家庭的保育事業の規定に準じる	参 酌 す べ き 基 準	国 の 基 準 と 同 じ	国 の 方 針 の と お り
	保育内容		従 う べ き 基 準	国 の 基 準 と 同 じ	国 の 方 針 の と お り
	保護者との連絡		参 酌 す べ き 基 準	国 の 基 準 と 同 じ	国 の 方 針 の と お り
小規模保育事業C型	設備の基準	<p>1 小規模保育事業C型を行う事業所の設備基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(2)乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>(3)乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(4)満2歳以上の幼児(児童福祉法第6条の3第10項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。)を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(5)保育室又は遊戯室の面積は、満2歳児以上の幼児1人につき3.3㎡以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>(6)保育室等を2階以上に設ける建物は、小規模保育事業A型の設備基準に掲げる要件に該当するものであること。</p>	参 酌 す べ き 基 準 ( 調 理 設 備 に 係 る 部 分 の み 従 う べ き 基 準 )	国 の 基 準 と 同 じ	国 の 方 針 の と お り
	職員	1 小規模保育事業所C型を行う事業所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の	従 う べ き 基 準	国 の 基 準 と 同 じ	国 の 方 針 の と お り

小規模保育事業C型		<p>全部を委託する事業所又は食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。</p>			
	利用定員	小規模保育事業所C型は、児童福祉法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保育時間	家庭的保育事業の規定に準じる	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保育内容		従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保護者との連絡		参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業	<p>1 居宅訪問型保育事業を行う者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第6項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>(3) 児童福祉法第24条第5項に規定する措置に対応するために行う保育</p> <p>(4) 母子家庭等(母子及び寡婦福祉法第6条第4項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要性の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供す</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

居宅訪問型保育事業		<p>る必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5)離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育</p>			
	設備及び備品	<p>居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	職員	<p>居宅訪問型保育事業において家庭的保育者が1人が保育することができる乳幼児(児童福祉法第6条の3第11項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。)の数は1人とする。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	居宅訪問型保育連携施設	<p>居宅訪問型保育事業者は、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所支援施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市町村の指定する施設(この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

居宅訪問型保育事業	保育時間	家庭的保育事業の規定に準じる	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と 同じ	国の方針の とおりの																										
	保育の内容		従 う べ き 基 準	国の基準と 同じ	国の方針の とおりの																										
	保護者との連携		参 酌 す べ き 基 準	国の基準と 同じ	国の方針の とおりの																										
事業所内保育事業	利用定員の設定	<p>事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれの右欄に定めるその他の乳児又は幼児の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>その他の乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人～5人</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6人～7人</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8人～10人</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11人～15人</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16人～20人</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21人～25人</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26人～30人</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31人～40人</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41人～50人</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51人～60人</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61人～70人</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table>	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	1人～5人	1人	6人～7人	2人	8人～10人	3人	11人～15人	4人	16人～20人	5人	21人～25人	6人	26人～30人	7人	31人～40人	10人	41人～50人	12人	51人～60人	15人	61人～70人	20人	71人以上	20人	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と 同じ	国の方針の とおりの
			利用定員数	その他の乳児又は幼児の数																											
			1人～5人	1人																											
			6人～7人	2人																											
			8人～10人	3人																											
			11人～15人	4人																											
			16人～20人	5人																											
			21人～25人	6人																											
			26人～30人	7人																											
			31人～40人	10人																											
			41人～50人	12人																											
			51人～60人	15人																											
			61人～70人	20人																											
			71人以上	20人																											

事業所内保育事業	設備の基準	<p>1 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。以下「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業所に附属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設けること。</p> <p>(2)乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65㎡以上であること。</p> <p>(3)ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>(4)乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(5)満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。</p> <p>(6)保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>(7)保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(8)乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規</p>	参酌すべき基準(調理設備に係る部分のみ従うべき基準)	国の基準と同じ	国の方針のとおり
----------	-------	--	----------------------------	---------	----------

事業所内保育事業		<p>定する準耐火建築物であること</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p>															
	設備の基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td>常用</td> <td>1 屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3階</td> <td>常用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段</td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	設備	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	<p>参酌すべき基準（調理設備に係る部分のみ従うべき基準）</p>	<p>国の基準と同じ</p>
階	区分	設備															
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段															
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段															
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段															
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段															

事業所内保育事業	設備の基準	4階以上の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>	参酌すべき基準（調理設備に係る部分のみ従うべき基準）	国の基準と同じ	国の方針のとおり
			避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>			
		<p>ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く)以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定す</p>					

事業所内保育事業	設備の基準	<p>る耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(ア)スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。</p> <p>(イ)調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p>	参酌すべき基準（調理設備に係る部分のみ従うべき基準）	国の基準と同じ	国の方針のとおり
----------	-------	---	----------------------------	---------	----------



事業所内保育事業	職員	<p>1 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2)満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3)満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(児童福祉法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4)満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
----------	----	---	--------	---------	----------

事業所内保育事業	連携施設に関する特例	保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設を確保しないことができる。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保育時間	家庭的保育事業の規定に準じる	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保育の内容		従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保護者との連絡		参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	職員		<p>1 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2)満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3)満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(児童福祉法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号にお</p>	従うべき基準	国の基準と同じ

事業所内保育事業		(4)満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 3 保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育師とみなすことができる。			
	設備の基準	小規模事業所内保育事業所は、小規模保育事業A型の規定に準じる。	参 酌 す べ き 基 準 ( 調 理 設 備 に 係 る 部 分 の み う け べ き 基 準)	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保育時間	家庭的保育事業の規定に準じる。	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保育の内容		従 う べ き 基 準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	保護者との連絡		参 酌 す べ き 基 準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
附則	食事の提供の経過措置	この省令の施行の日の前日において現に存する児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、食事、調理設備、調理員の規定は、適用しないことができる。	従 う べ き 基 準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

附則	連携施設に関する経過措置	<p>特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	利用定員に関する経過措置	<p>小規模保育事業C型にあつては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり